



平成 29 年 12 月 1 日

各 位

会 社 名 日 本 プ ラ ス ト 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 永 野 博 久
(コード番号 7291 東証第二部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 齊 田 敦
(Tel. 0544-58-6830)

自己株式の処分及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 1 日開催の取締役会において、自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社は本日、株式会社東京証券取引所より、当社株式の東京証券取引所市場第一部指定の承認をいただいております。詳細につきましては、本日付で公表しております「東京証券取引所市場第一部指定承認に関するお知らせ」をご参照ください。

【本資金調達背景と目的】

当社は、自動車部品メーカーとしては希少な、内外装樹脂事業（プラスチック）と安全事業（ハンドル・エアバッグ）を経営の両輪とする企業として、開発・設計から金型・設備手配、部品生産までを一貫して行い、高品質で競争力のある商品をグローバルに展開しつつ、「安全で、人と環境に優しい部品造り」の実現に邁進してまいりました。

斯かる中、当社グループは「ものづくりの原点に立ち返り、固有技術（樹脂技術、安全技術）の確立・進化を推進し、お客様の満足度と企業魅力度の向上を図る。」を中期経営方針とし、より迅速なグローバルオペレーションを実現するために、ものづくりの 4 大要素である部品の仕様（**S**pecification）、部品調達（**P**urchasing）、ものづくり技術（**E**ngineering）、人材育成（**E**Ducation）、それぞれの頭文字を組み合わせた「**SPEED**（スピード）」をスローガンに掲げ、全ての領域での改革をスピードをもって推し進め、「固有技術の確立と進化」と「お客様からの満足度と企業魅力度」の向上を併進してまいります。

近時、当社のお客様におかれては、各国の市場動向、需要地と生産地のバランス等を考慮し、海外での現地生産を拡大するとともに、各仕向地ニーズに適合した車両開発のための開発機能の現地化も加速されております。

これらの環境変化に対し、当社グループも北米・中国・アジアの各拠点における生産能力の拡大を図ると共に、開発拠点も既存の日本・米国に加え、中国・タイにテクニカルセンターを設立し、変動するお客様のニーズに、柔軟、迅速かつ円滑に対応すべく体制強化を図っております。

今回の公募による調達資金は当社グループ各社の新規車種受注対応・機械設備更新、競争力強化のための省人化・合理化等の設備投資等にかかるグローバルな資金需要に備えるために、当社の財務基盤の一層の拡充をはかるものであります。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

記

1. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 3,175,000株
- (2) 払込金額の決定方法 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成29年12月11日(月)から平成29年12月13日(水)までの間のいずれかの日（以下「処分価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 募集方法 一般募集とし、みずほ証券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、処分価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、処分価格等決定日に決定する。
- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 処分価格等決定日の翌営業日から処分価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (6) 払込期日 平成29年12月20日(水)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、その他一般募集に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 永野 博久に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記<ご参考>1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 475,000株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、当該需要状況を勘案の上、処分価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人 みずほ証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（処分価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から475,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 平成29年12月21日(木)
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 永野 博久に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 第三者割当による自己株式の処分（後記<ご参考> 1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 475,000 株
- (2) 払込金額の決定方法 処分価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 割当先 みずほ証券株式会社
- (4) 申込期間（申込期日） 平成 30 年 1 月 16 日（火）
- (5) 払込期日 平成 30 年 1 月 17 日（水）
- (6) 申込株数単位 100 株
- (7) 上記（4）記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、処分を打切るものとする。
- (8) 払込金額、その他第三者割当による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 永野 博久に一任する。
- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による自己株式の処分も中止する。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 475,000 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、475,000 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 29 年 12 月 1 日（金）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 475,000 株の第三者割当による自己株式の処分（以下「本件第三者割当自己株式処分」という。）を、平成 30 年 1 月 17 日（水）を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 30 年 1 月 12 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当自己株式処分における処分株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当自己株式処分における最終的な処分株式数とその限度で減少し、または処分そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、処分価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当自己株式処分に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当自己株式処分における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

(1) 現在の自己株式数	3,657,797 株	（平成 29 年 12 月 1 日現在）
(2) 一般募集による処分株式数	3,175,000 株	
(3) 一般募集後の自己株式数	482,797 株	
(4) 本件第三者割当自己株式処分による処分株式数	475,000 株	（注）
(5) 本件第三者割当自己株式処分後の自己株式数	7,797 株	（注）

（注）前記「3. 第三者割当による自己株式の処分」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、処分がなされた場合の数字です。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による自己株式の処分に係る手取概算額合計上限 3,889,900,000 円について、平成 30 年 3 月末までに全額を当社における借入金の返済に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、安全性の高い銀行預金等にて運用する予定であります。

今回の資金調達の目的としては、以下のとおりです。

当社グループは、内外装樹脂事業（プラスチック）と安全事業（ハンドル・エアバッグ）を経営の両輪とし、開発・設計から金型・設備手配、部品生産までを一貫して行うことで、グローバル展開しております。

そうした中、当社グループの主要取引先である自動車メーカーにおいては、各国の市場動向、需要地と生産地のバランス等を考慮し、海外での現地生産を拡大するとともに、各仕向地ニーズに適合した車両開発のための開発機能の現地化も加速されており、当社グループ各社はこれらの環境変化に対応すべく、新規車種受注対応・機械設備更新、競争力強化のための省人化・合理化等の設備投資を進めております。

当社グループ各社の今後の更なる資金需要に備えるために、当社の財務基盤の一層の拡充が必要と考えており、今回の一般募集及び本件第三者割当自己株式処分による資金調達は当社における借入金の圧縮を目指すものであります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の資金調達による当期業績予想への影響は軽微であります。調達資金を上記（1）に記載の使途に充当することにより、財務基盤の強化に繋がり、中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、将来の事業展望と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、収益の向上に努めるとともに、業績及び配当性向等を総合的に勘案して安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「（1）利益配分に関する基本方針」に記載のとおりであります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、新規受注対応のための設備投資及びモデルチェンジに対する金型投資等に充当し、将来にわたる企業価値向上と株主利益確保のための事業展開に役立ててまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期
1 株当たり連結当期純利益	179.79 円	128.69 円	247.39 円
1 株当たり年間配当金 (内 1 株当たり中間配当金)	10.00 円 (5.00 円)	10.50 円 (5.00 円)	12.00 円 (5.50 円)
実績連結配当性向	5.6%	8.2%	4.9%
自己資本連結当期純利益率	12.1%	9.1%	16.1%
連結純資産配当率	0.7%	0.7%	0.8%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1 株当たり年間配当金を 1 株当たり連結当期純利益で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を自己資本（連結貸借対照表上の純資産

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均) で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均) で除した数値です。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

- ① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況
公募による自己株式の処分

処 分 期 日	平成27年1月26日
処 分 株 式 数	3,500,000株
処 分 価 額	1株につき842.65円
資 金 調 達 の 額	2,949,275,000円
処 分 方 法	一般募集

第三者割当による自己株式の処分

処 分 期 日	平成27年2月24日
処 分 株 式 数	525,000株
処 分 価 額	1株につき842.65円
資 金 調 達 の 額	442,391,250円
処 分 方 法	第三者割当による処分
割 当 先	みずほ証券株式会社

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
始 値	638円	978円	993円	1,259円
高 値	1,735円	1,408円	1,348円	1,500円
安 値	570円	621円	746円	1,108円
終 値	982円	1,003円	1,259円	1,130円
株価収益率	5.46倍	7.79倍	5.09倍	—

- (注) 1. 株価は株式会社東京証券取引所におけるものであります。
2. 平成30年3月期の株価については、平成29年11月30日(木)現在で表示しております。
3. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり連結当期純利益金額で除した数値であります。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である広瀬 信は、みずほ証券株式会社に対し、処分価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当自己株式処分、株式分割等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意:この文書は、当社の自己株式の処分及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。